

入札説明書

信越自然環境事務所の令和6年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする

1. 手続開始の公示日 令和7年5月30日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 松本 英昭

3. 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和6年7月の大雨により被災した中部山岳国立公園上高地大正池線道路（歩道）について測量及び設計を行い、工事発注用資料を作成するものである。

(3) 業務内容

大雨により被災した歩道の簡易な測量を実施する。測量成果等に基づき、歩道再整備のための実施設計を実施するもの。

(4) 業務の打合せは全3回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務等共通仕様書」（平成29年7月環境省 自然環境局）第1章1.28号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書及び設計業務成果概要書 1部
- ・ 電子媒体 2部

(8) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日 ～ 令和7年10月31日

(9) 担当部局

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎3階

環境省信越自然環境事務所 総務課

電 話 026-231-6570

4. 入札方式等

(1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

(2) 本業務は、参加表明書の資料提出及び入札を電子調達システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を令和7年6月11日（水）17時まで下記に提出すること。

この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

① 受付窓口：3. (9)担当部局に同じ

② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日の9時00分～17時00分（12時から13時までを除く。）まで。

③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

5. 指名されるために必要な要件

入札参加希望者は、以下に示す要件を満足する場合は、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和7年6月16日（月）を予定する。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 環境省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち自然環境共生関係コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第

225号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

※上記に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けてない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、開札日は、令和7年6月16日(月)を予定している。

- c) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(bの再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(令和2年12月25付け環境会第2012255号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 資本関係及び人的関係に関する要件
- 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。
- a) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ)において同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ)において同じ。)の関係にある場合
 - イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - b) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 業務実施体制に関する要件

参加表明書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる部分の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

※ 本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第三編設計業務等共通仕様書（以下「設計業務等共通仕様書」という。）」（平成 29 年 7 月環境省 自然環境局 自然環境整備課）第 1 章 1.28 号第 1 項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第 1 章 1.28 号第 2 項に規定する「軽微な部分」は除く。

4) 参加表明者の同種業務の実績に関する要件

- a) 下記に示される同種業務等について、令和 2 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

- ・同種業務：国又は地方公共団体の発注する自然公園法に基づく公園事業施設に関する実施設計業務（ただし園地事業または歩道事業に限る）

- b) 実績として挙げた個々の業務評定点が 65 点以上であること。ただし、「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成 20 年 8 月 13 日付け環境会発第 080813003 号、環自総発第 080813003 号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和 4 年 5 月 19 日付け環境会発第 2205192 号）の対象業務以外の業務は、この限りではない。

- c) 令和 5 年度から 6 年度末までに完了した業務のうち、環境省発注の自然環境共生関係コンサルタント業務の平均業務評定点が 65 点以上であること。ただし、100 万円を超える環境省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

② 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者については下記の 1)、3)、4) に示す条件を満たす者であり、2) の実績を有する者であることとする。

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（以下のいずれか）
環境部門：自然環境保全または環境保全計画
森林部門：森林土木
建設部門：都市および地方計画または建設環境
3. R C C M（都市計画及び地方計画または造園、または森林土木）

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

- ・同種業務：国又は地方公共団体の発注する自然公園法に基づく公園事業施設に関する実
施設業務（ただし園地事業または歩道事業に限る）

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和7年5月30日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 予定管理技術者の業務成績評定点に関する要件

令和4年度から6年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注の自然環境共生関係コンサルタント業務の平均技術者評点が65点以上であること。

5) 予定照査技術者の資格要件

a) 下記のいずれかの資格を有する者。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（以下のいずれか）
環境部門：自然環境保全または環境保全計画
森林部門：森林土木
建設部門：都市および地方計画または建設環境
3. R C C M（都市計画及び地方計画または造園、または森林土木）
4. 1級造園施工管理技士
5. 1級ビオトープ計画管理士

6. 入札参加者を指名するための基準

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目（「企業の評価」、「予定管理技術者の評価」）について、技術的能力の審査を行うことを標準とする。

【①企業の評価】

評価項目		評価の着眼点				評価点
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	過去 5 年間の同種業務等の実績の内容	令和 2 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績を評価する。 ① 同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。 : 15 点 ② ①以外は選定しない。 : -	15 点
	成績・表彰	専門技術力	業務評定点	過去 2 年間の同じ業種区分の業務成績	令和 5 年度～6 年度末までに完了した業務のうち、同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均業務評定点により評価する。ただし、100 万円を超える環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の実績がない場合は、この限りではない。 ① 80 点以上 : 10 点 ② 75 点以上 80 点未満 : 8 点 ③ 70 点以上 75 点未満 : 6 点 ④ 65 点以上 70 点未満 : 4 点 ⑤ 実績がない場合 : 0 点	10 点
			表彰等	過去 5 年間の業務表彰の有無	令和 2 年度以降公示日までの同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、公的団体（公的な学術団体等）の表彰（基本設計・実施設計業務に関する）について、表彰の内容により評価する。 （土木関係建設コンサルタント業務の表彰を含む） ① 国レベルの表彰あり : 10 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 5 点 ③ 表彰なし : 0 点	10 点

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 ※複数（区分 1～3）の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ※提案書提出時点において認定等期間中であること。	区分 1 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	①プラチナえるぼし ※1 : 5 点 ② 3段階目 ※2 : 4 点 ③ 2段階目 ※2 : 3 点 ④ 1段階目 ※2 : 2 点 ⑤行動計画 ※3 : 1 点 ⑥認定無し : 0 点 ※1 女性活躍推進法（令和 2 年 6 月 1 日施行）第 12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	5 点
	区分 2 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	① プラチナくるみん : 3 点 ② くるみん（新基準※4） : 2 点 ③ くるみん（旧基準※5） : 1 点 ④ トライくるみん : 1 点 ⑤ 認定無し : 0 点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置による認定）	
	区分 3 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	① 認定あり : 3 点 ② 認定無し : 0 点	

	事故及び不誠実な行為	環境省信越自然環境事務所長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の50%相当を減ずる） ② 口頭注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の25%相当を減ずる）	—
小計			40 点

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は下記のとおりとする。

- 1 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。（当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。）
- 2 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）
共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。
- 3 共同実施
共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着眼点				評価点
		判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	業務において必要とされる技術者資格について評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）：5 点 ② 技術士 環境部門（自然環境保全または環境保全計画） 森林部門（森林土木） 建設部門（都市計画および地方計画または建設環境）：5 点 ③ R C C M（都市計画および地方計画または造園、または森林土木）：3 点 ①～③以外は選定しない：－	5 点
		継続教育	令和 6 年度の継続教育（CPD）の点数	C P D 取得単位を評価する。 ①推奨単位以上：5 点 ②推奨単位の半分以上：3 点 ③推奨単位の半分未満：0 点	5 点	
	専門技術力	成果の実性	過去 10 年間の同種業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成 27 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。：15 点 ② ①以外は選定しない。：－	15 点	
		業務評定点	過去 3 年間に担当した同じ業種区分の業務成績	令和 4 年度～6 年度末までに完了した業務について、担当した同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均技術者評定点を評価する。なお、成績評定を受けた環境省の発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の業務実績がない場合には加算しない。 ① 75 点以上：15 点	15 点	

				② 70 点以上 75 点未満 : 10 点 ③ 65 点以上 70 点未満 : 5 点 ④ 65 点未満又は評価点なし : 0 点	
		表彰等	過去 5 年間の技術者 表彰の有無	過去 5 年間の同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）の表彰（基本設計・実施設計業務に関する）について、表彰の内容により評価する。 （土木関係建設コンサルタント業務の表彰を含む） ① 国レベルの表彰あり : 10 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 5 点 ③ 表彰なし : 0 点	10 点
	専 任 性	専任性	手持ち業務金額及び 件数（特定後未契約 のものを含む。）	① ②以外の場合 : 10 点 ② 下記の場合は選定しない。 全ての手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円以上、又は手持ち業務の件数が 10 件以上。 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。）	10 点
小計					60 点

※複数の技術者を評価する場合は、評価点を適宜変動させて配分する。

【③業務実施体制】

評価 項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
業務実 施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の主たる部分を再委託としている。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	－

合計	100 点
----	-------

※評価項目を設定しなかった場合の評価点は、他の評価項目の評価点に振り替えることとする。

7. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式（様式－1 から様式－10）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎2011 形式以下及びPDF ファイル形式に限る。

- ② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量10MB以内とすること。（2 つ以上のファイルは認めない。）申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

- ③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

- ① 5. (1)① 5)に示す 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

- ② 過去5年間に参加表明者が受けた業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

- ③ 予定管理技術者に係る技術士等の登録証等の写しを提出すること。

- ④ 予定管理技術者に係る令和6年度の継続教育（CPD）の点数が記載されている資料の写しを提出すること。

- ⑤ 予定管理技術者が、平成27年度以降公示日までに完了した業務（5. (1)② 2) に示す同種業務）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。

- ⑥ 予定管理技術者が令和4年度以降公示日までに完了した業務（同じ業種区分の環境省発注

業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む）がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を提出すること。

- ⑦ 過去5年間に予定管理技術者が受けた技術者表彰（優秀技術者表彰又は優良業務表彰等）の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ⑧ 予定管理技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出する場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A 4 版 1 枚程、任意様式）」及び「業務における立場と役割（A 4 版 3 枚以内、任意様式）」を提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年6月11日（水）17時00分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時00分

提出場所：紙入札方式による場合は3.(9)担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

8. 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面をもって(分任)支出負担行為担当官から通知する。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、①の期間内に、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、②に、③の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA 4 判）により行うものとし、持参、郵送又は電送（ファクシミリ）により提出すること。電送により提出した場合は、3.(9)に提出した旨を、電話で通知すること。

① 電子調達システムによる受付期間

参加表明書に係る質問

令和7年5月30日（金）～令和7年6月5日（木）17時00分まで。

② 紙入札方式による受付場所

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

環境省信越自然環境事務所総務課

電 話 026-217-1665

F A X 026-235-1226

③ 紙入札方式による受付期間

参加表明書に係る質問

令和7年5月30日（金）～令和7年6月5日（木）17時00分（12時から13時を除く）まで。

- (2) 電子調達システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記するものとする。

- (3) 質問に対する回答は、令和7年6月9日（月）17時00分までに信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告ページに記載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

- ① 電子調達システムによる場合：令和7年6月16日（月） 14時00分まで。
- ② 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：令和7年6月16日（月） 14時00分まで。
- ③ 場 所：〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
環境省信越自然環境事務所総務課

(2) 開札日時

- ① 日時：令和7年6月16日（月）14時00分
- ② 場所：長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
環境省信越自然環境事務所会議室

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書を持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

(1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

(3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊「環境省入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 手続における交渉の有無 無

16. 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第9条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

(1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

(2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(3) 過去2年間における業務成績評定点において、65点未満の業務がある者でないこと。

17. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

前金払：30% 部分払：無

19. 火災保険付保の要否 否

20. 苦情申し立てに関する事項

- (1) 8. による非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子調達システムにより通知を受けた者又は、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては、書面により行う。
- (3) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：3. (9)に同じ

受付日時：電子調達システムによる場合は、休日を除く8時30分～17時00分（12時から13時を除く）まで。紙入札方式による参加希望者は、休日を除く8時30分～17時00分（12時から13時を除く）まで。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

3. (9)に同じ。

22. 資料の閲覧

閲覧可能な資料

令和3年度（繰越補正）中部山岳国立公園上高地大正池線道路（歩道）実施設計及び測量等業務 成果品

閲覧期間

令和7年5月30日（金）～ 令和7年6月13日（金）（休日を除く）

9時00分～17時00分（12時～13時を除く）

問合せ窓口

3. (9)に同じ

23. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重

のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

24. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
 - ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、入札書を提出できないものとする。
 - (7) 参加表明書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
 - (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合

- ・その他未提出又は不備がある場合
- (9) 提出された参加表明書は返却しない。
- なお、提出された参加表明書は、選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10) 提出期限以降における参加表明書、資料の差し替え及び再提出は認めない。
- また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (11) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先
- 全省庁共通電子調達システムホームページアドレス<https://www.geps.go.jp/>
- ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、3.(9)担当部局に連絡すること。
- (12) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (13) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自総発第080813003号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和4年5月19日付け環境会発第2205192号）に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。

参加表明書

業務の名称 令和６年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧
測量設計業務

履行期限 令和７年１０月３１日

標記業務について、参加表明書を提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定及び入札説明書４．（１）②の基準に該当する者でないこと並びに暴力団排除に関する誓約事項及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長

松 本 英 昭 殿

提出者）住 所

商号又は名称

代 表 者 役職名 氏名

(押印不要)

連絡先）担当部署

氏 名

電話番号

電子メール

注１） 参加表明書として様式－１から様式－10 までを提出してください。ただし、入札説明書において、照査技術者を求めている場合は、様式－9 の提出は求めない。

(様式－２)

・企業の過去５年間の同種業務実績等

業務分類	同種業務
業務名	
テクリス登録番号 PUBDIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務評定点	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注１）業務分類には、入札説明書の５．（１）①５）において定義した「同種業務」を記載し、件数は３件までとすること。

注２）様式－８に記載した予定管理技術者の同種業務を重複して記載できる。

注３）テクリス、PUBDIS に登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書等（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを添付すること。

注４）業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。図や写真等を使用する場合であっても、Ａ４用紙２枚以内に記載する。

(様式－３)

・企業の令和５年度～令和６年度までに完了した業務評定点

業種					
業務名					
テクリス登録番号 PUBDIS登録番号					
契約金額					
履行期間					
発注機関名 住所 TEL					
業務評定点					

注１）環境省発注の自然環境共生関係コンサルタント業務（建築関係については、関係省庁の発注業務を含む。）について記載する。

注２）業種には、「自然環境共生関係コンサルタント業務」「建築関係建設コンサルタント業務」「土木関係建設コンサルタント業務」等を記載する。

注３）業務評定点の高いものから最大５件まで記載できる。

(様式－４)

・令和２年度以降の企業の優良業務表彰の実績

業務分類	同種業務
表彰年度	
業務名	
テクリス登録番号 PUBDIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注１）表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況

	有・無 有の場合は、該当する取組の□を■に変更する。
1. 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	☐ プラチナえるぼし認定を取得している。※1
	☐ 3段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	☐ 2段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	☐ 1段階目の認定を取得しており、かつ、「労働時間等の働き方」の基準を満たしている。※2
	☐ 行動計画。※3
2. 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	☐ 「プラチナくるみん認定」を取得している。
	☐ 「くるみん認定」（新基準）を取得している。※4
	☐ 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。※5
	☐ 「トライくるみん認定」を取得している。
3. 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	☐ 認定あり。

注

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点すること。

※記載された取組状況を確認できる書類の写しを添付すること。

※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定。

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの。）に限る（計画期間が満了してない行動計画を策定している場合のみ。）。

※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）による認定）

※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は、改正省令附則第2条第5項の経過措置による認定）

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は下記のとおりとする。

- ① 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。（当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。）
- ② 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）
共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。
- ③ 共同実施
共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

(様式－６)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１）注２に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。

なお、業務の分担を行わない場合は、「分担業務の内容欄」に「業務の分担なし」と記載する。

注２）他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。なお、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－７)

・予定管理技術者の経歴等

ふりがな ① 氏名	② 生年月日			
③ 所属・役職				
④ 保有資格 技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日： 資格を保有している事を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。				
⑤ CPD取得単位の状況 ５．(1)② 1)に該当する建設系 CPD 協議会に参加している団体における取得単位が確認できる書類の写しを、添付すること。 なお、令和６年度分を添付のこと。				
<table><tr><td rowspan="2"></td><td>取得単位</td></tr><tr><td></td></tr></table>			取得単位	
	取得単位			
⑥ 令和４年度～令和６年度末までに完了した「自然環境共生関係コンサルタント業務」の業務成績（環境省発注業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む。）） 記載された業務実績については業務評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知書等の写し）を添付すること。				

(合計 件)					
業務名 (テクリス、PUBDIS 登録番号)	発注機関	業務概要	履行期間	業務評点	
〇〇〇〇業務 (有 無 コード 0000000000000)					
⑦ 過去 5 年間の同種業務に係る国、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）による優秀技術者表彰等の写しを提出すること。					
表彰年度	業務名	発注機関	表彰者		
⑧ 手持業務の状況（令和 7 年 5 月 30 日現在）					
管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務（特定後未契約のものを含む。）を記載すること。ただし、調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。					
(合計 件)					
業務名 (テクリス、PUBDIS 登録番号)	発注機関	業務概要	履行期間	契約金額	
〇〇〇〇業務 (有 無 コード 0000000000000)		(〇〇技術者として従事)		(契約金額合計 万円)	
		(〇〇技術者として従事)		(契約金額合計 万円)	
⑨ 地域精通度					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額
					(契約金額合計 万円)

・ 予定管理技術者の平成 27 年度以降に完了した同種業務等の実績

業務分類	同種業務
業務名	
テクリス登録番号 P U B D I S 登録 番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務評定点	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注 1) 業務分類には、入札説明書の 5. (1)② 2)において定義した「同種業務」を記載し、件数は 3 件までとすること。

注 2) テクリス、PUBDIS に登録されていない場合は、登録番号は記載せず、当該業務に係る契約書の写し及び従事したことが確認できる書類（管理技術者通知書、業務計画書等）の写しを添付すること。

注 3) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。図や写真等を使用する場合であっても、1 業務につき A 4 用紙 2 枚以内に記載する。同種業務に該当するかは、提出された書面により判断することとしますが、判断できない場合は報告書等の提出を求めらることもあり得るので具体的に記述すること。

注 4) 「業務の概要」（〇〇技術者として従事）の〇〇には、「管理」又は「担当」技術者の各名称を記述する。

(様式－9)

・照査技術者の経歴

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。 技術士（部門： 分野： ） ・登録番号： ・登録年月日： RCCM （部門： ） ・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ） ・登録番号： ・登録年月日：	

(様式－10)

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
(照査技術者)			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1) 氏名にはふりがなをふること。

注2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(様式－11)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長

松 本 英 昭 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

令和6年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務の参加表明書は、容量を超えたため郵送にて提出します。

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇〔(内) 〇〇〇〇 〕

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数

4. 発送年月日

(別紙)

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日

時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- （1）開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- （2）電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(復) 代理人

(押印不要)

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和 6 年度 (補正繰越) 上高地大正池線道路 (歩道) 被災復旧測量設計業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(押印不要)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和 6 年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

<担当者等連絡先>

部 署 名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
F A X：
E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

(押印不要)

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

(押印不要)

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 6 年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
F A X :
E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 6 年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務
の入札に関する一切の件

<担当者等連絡先>

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

印
紙

土木設計業務等請負契約書（案）

- 1 請負業務の名称 令和6年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧
測量設計業務
- 2 履 行 期 間 令和 年 月 日から
令和 7年 10月 31日まで
- 3 請 負 代 金 額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契 約 保 証 金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 松本 英昭 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 条文削除

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 受注者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物

が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし
ないにもかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、
第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第
1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12
条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、
別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再請負等の禁止）

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第
三者に請け負わせ、又は委任してはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者
に請け負わせ、又は委任してはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじ
め、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽
微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を請け負わせ、又は委任した者の商号又は名称
その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護
される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用す
るときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその
履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、か
つ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要し
た費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第
3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若
しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等につ
いて意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る
意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に
譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、
この限りでない。

(調査職員)

第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第 12 条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 13 条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 14 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 7 条第 3 項の規定により受注者から業務を請け負い、若しくは委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 15 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 16 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 22 条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 23 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の

短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 25 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 26 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 28 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付

された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事される業務の出来形部分（以下この条及び第 50 条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定す

る。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する請負代金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第40条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受

なければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金額の支払い)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 38 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 37 条の 2 又は第 38 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からそ

の超過額を控除することができる。

- 6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合には、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条の2 条文削除

(部分引渡し)

- 第38条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあ

るのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

指定部分に相応する請負代金額×(1－前払金の額／請負代金額)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

引渡部分に相応する請負代金額×(1－前払金の額／請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第38条の2 条文削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第38条の3 条文削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第38条の4 条文削除

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の2の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条、第37条の2又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 41 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 42 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 44 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 管理技術者を配置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第 41 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解

除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金額債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金額債権を譲渡したとき。
- 九 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再請負契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再請負契約その他の契約の相

手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 45 条 第 43 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 46 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 47 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 48 条 第 46 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 49 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 35 条（第 38 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 35 条（第 38 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 38 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 7 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を請け負い、又は委任された者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 42 条、第 46 条又は第 47 条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ること

ができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第43条又は第44条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合

を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第51条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上

の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第54条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 55 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 56 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第 57 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

令和 6 年度（補正繰越）
上高地大正池線道路（歩道）
被災復旧測量設計業務
特記仕様書
【設計編】

令和 7 年 5 月

環境省信越自然環境事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月）を適用し、アドレスは以下の通りである。

http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

長野県松本市安曇 上高地 地内 （別紙1 位置図・参照）

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年10月31日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（以下のいずれか）

環境部門：自然環境保全または環境保全計画

森林部門：森林土木

建設部門：都市および地方計画または建設環境

3. R C C M（都市計画及び地方計画または造園、または森林土木）

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（以下のいずれか）
環境部門：自然環境保全または環境保全計画
森林部門：森林土木
建設部門：都市および地方計画または建設環境
3. R C C M（都市計画及び地方計画または造園、または森林土木）
4. 1 級造園施工管理技士
5. 1 級ビオトープ計画管理士

②下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を 2 億円未満に、契約件数の合計を 6 件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1. 12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1. 10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点

長野県松本市安曇上高地 緯度 36° 14' 35" 経度 137° 37' 29"

終点

長野県松本市安曇上高地 緯度 36° 14' 13" 経度 137° 37' 20"

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 業務中間時 1回
(原則として上高地管理官事務所で行うが、Web等の活用も認める)
- 3) 業務完了時 1回

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、業務完了前の1回を想定している。

第 11 条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の 2 の定めのほか調査職員から指示された場合はその内容について記載する。

第 12 条 成果物の提出

1. 成果品は、報告書 1 部（紙媒体）、設計業務成果概要書 1 部（紙媒体）及び、電子媒体（CD-R 又は DVD）で 2 部提出する。本業務は電子納品対象業務とする。「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
2. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
3. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの、並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品すること。
4. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

第 13 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 14 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 15 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 低入札業務の品質確保対策

1. 予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える業務で予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は土木設計業務等委託契約書第 11 条照査技術者及び共通仕様書 1.8 照査技術者及び照査の実施に代えて、下記に示す第三者の照査を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 環境省における令和 7・8 年度「土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 環境省から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 受注者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ⑤ 共通仕様書第 1.30 守秘義務を遵守可能な者であること。
3. 第三者照査の照査技術者に要求される資格
予定照査技術者については下記の①、③に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（以下のいずれか）
 - 環境部門：自然環境保全または環境保全計画
 - 森林部門：森林土木
 - 建設部門：都市および地方計画または建設環境
3. R C C M（都市計画及び地方計画または造園、または森林土木）
4. 1 級造園施工管理技士
5. 1 級ビオトープ計画管理士

②下記の実績を有する者。

令和 2 年度以降公示日までに完了した業務において以下に記載する「同種業務」において 1 件以上の実績を有する者。

ただし、以下の業務は実績として認めない。

- a) 再委託による業務
- b) テクリス登録されている業務については、管理技術者又は担当技術者で登録されている業務以外
- c) テクリス登録されていない業務については、管理技術者又は担当技術者と同等と認められる業務以外
- d) 環境省発注業務のうち環境省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務（ただし、土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。）
- e) 技術者評点が 60 点未満（環境省発注業務において令和 2 年度以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が 65 点未満の業務、また、令和 2 年度年以降公示した予定価格が 1 0 0 万円を超えて 1, 0 0 0 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が 65 点未満）の業務
 - ・同種業務：国または地方公共団体が発注する自然公園法に基づく公園事業施設に関する実施設計業務（ただし園地事業または歩道事業に限る）

③令和 4 年度以降令和 6 年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務を除く）については平均技術者評点が 60 点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。ただし、環境省発注業務（1 0 0 万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

4. 照査技術者の通知

受注者は、第三者照査を行う照査技術者を定め調査職員に通知するものとする。

5. 第三者照査

第三者照査は「詳細設計照査要領」（国土交通省参照）に準じて実施するものとし、受注者は第三者の照査方法について、照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

6. 打合せへの立会い

第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告することとする。

7. 第三者照査技術者のテクリス登録

共通仕様書 1.9 の 3 の業務実績情報サービス（テクリス）の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は認めない。

8. 再請負

第三者照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第 7 条の主たる部分に該当しないものとする。

9. 契約不適合責任

引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約内容に適合しないものであるときは、土木設計業務等委託契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者の照査技術者が責任を負うものではない。

第 18 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする

第 19 条 公開用成果品の作成

削除

第 20 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に

記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 21 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 22 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 23 条 旅費交通費について

国土交通省 設計業務等標準積算基準書（参考資料）に基づいて直接人件費に対する比率で算出している。

第 24 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする
保険に加入しています

第 26 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第2章 業務内容

第27条 業務の目的

本業務は、令和6年7月の豪雨により被災した上高地大正池線道路（歩道）の再整備に係る設計を行うものである。

第28条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものである。

第29条 実施設計 L=780m

1. 与条件の細部検討

1) 現地調査や貸与資料に基づく与条件や過去実施設計等の把握と整理

令和3年度（繰越補正）中部山岳国立公園上高地大正池線道路（歩道）実施設計及び測量等業務等の成果物を参考資料として整理すること。

2) 各種設計条件の整理と確認

3) 各種設計基準の抽出と適用の確認

4) 現地詳細調査（設計対象地とその周囲）

主に前回設計・測量時からの地形の変化等

2. 諸施設の検討及び設定

1) 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定、過年度実施設計による算出の妥当性検討

2) 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定

現道が被災をしているという条件にかんがみて必要な場合には歩道の位置変更（付け替え）も含めた検討を行うこと。

3) 造成基本方針の検討と設定

4) 整備水準・目標工事費の検討と設定

5) 維持管理基本方針の検討と設定

現行の維持管理状況について、人員、予算等を取りまとめた上で基本方針を設定すること。

なお、基本設計に基づいて、再整備後の維持管理に必要な労力、予算等のコストについて現行との増減を明確にすること。

3. 実施設計の検討

1) 意匠性、芸術性、独自性に関する検討と設定

2) 安全性、機能性に関する検討と設定

3) 施工性、市場性に関する検討と設定

4) 維持管理性に関する検討と設定

5) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

6) 目標工事費との調整

4. 実施設計図の作成

- 1) 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- 2) 割付平面図の作成
- 3) 造成平面図の作成
- 4) 施設平面図の作成
- 5) 撤去平面図の作成

縮尺： 1 / 5 0 0 ～ 1 / 1 0 0 0 程度

(必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成)

6) 造成断面図の作成

縮尺： 1 / 5 0 ～ 1 / 2 0 0

7) 各種施設の構造図の作成

縮尺： 1 / 1 0 ～ 1 / 5 0程度を標準とする。

(必要に応じて図面特記事項を付記)

10) パース

アイレベルの透視図 2 枚＝着色仕上げ

11) その他必要な図面

5. 数量計算

- 1) 図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
 - 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
- いずれも工種別にとりまとめを行うこと。

6. 工事費内訳書の作成

自然公園等工事積算基準に基づき工事費内訳書を作成する。自然公園等工事積算基準に記載のない事項は、公表されている積算基準（国土交通省土木工事積算基準等）等を用い、材料費等は市販の物価資料を用いること。なお、これらに記載のない項目は見積（3者以上）の平均単価を用いること。

業務期間中調査職員の指示に基づき概算工事費を算出すると共に、調査職員からの求めがあった場合には速やかに概算工事費を提出すること。

7. 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成

8. 照査

- 1) 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- 2) 設計方法や設計手法の妥当性の照査

３） 成果物の内容の適正照査

９． 設計協議

業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打合せ・協議

第 30 条 関係機関との協議

本設計を使用した工事を実施するにあたり必要な関係機関との法令協議を整理の上、必要に応じ関係機関との打ち合わせ協議に同席すること。なお必要な資料作成を含む。

当初想定としては以下の関係者との打ち合わせ協議を 1 回予定している。

- ・長野県松本建設事務所（河川協議）

第 3 章 その他

第 31 条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

第 32 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 33 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

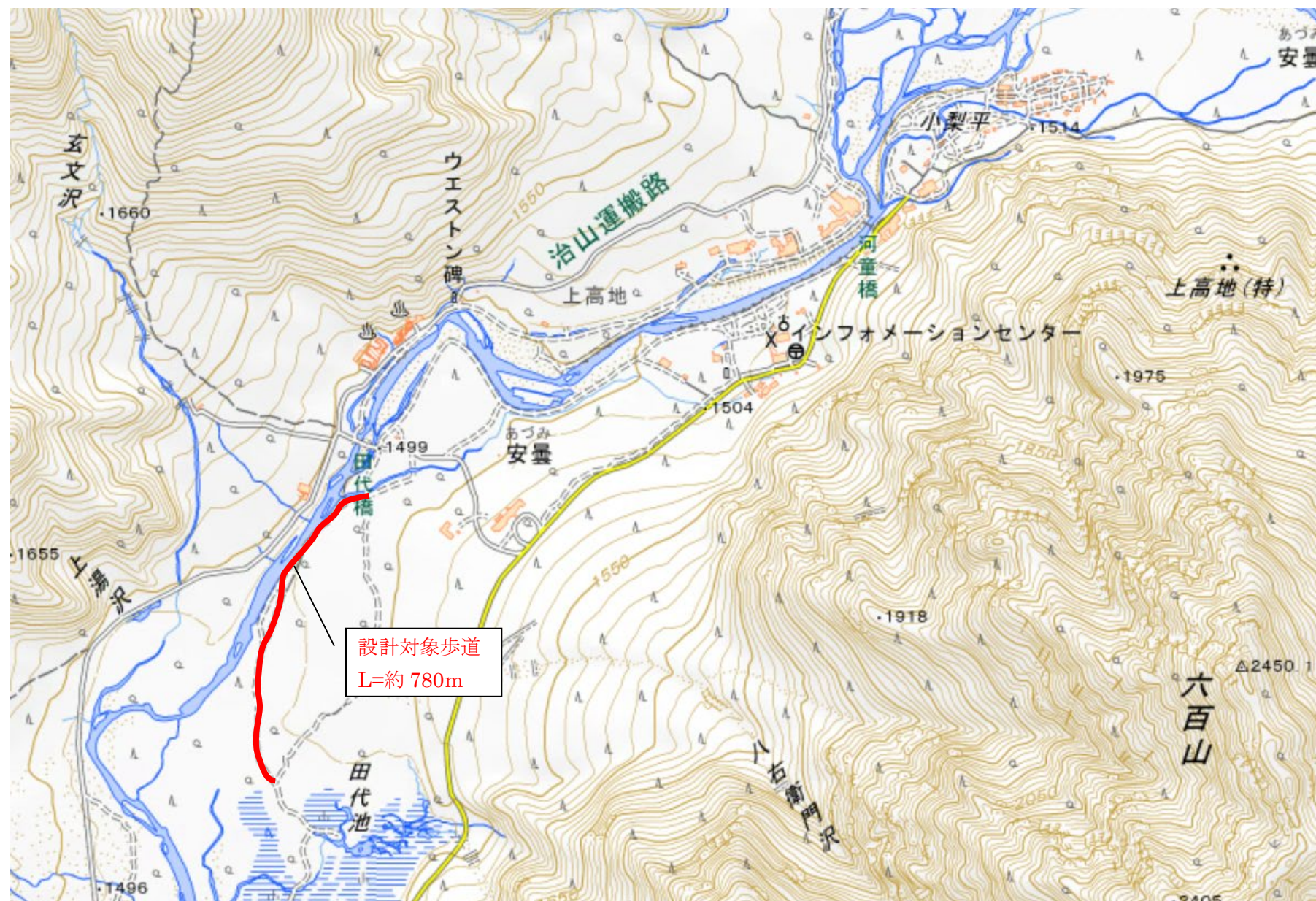
第 34 条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 35 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

位置図



令和6年度（補正繰越）
上高地大正池線道路（歩道）
被災復旧測量設計業務
特記仕様書
【測量編】

令和7年5月

環境省信越自然環境事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第1編測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 測量範囲

本業務の測量範囲は別途図面（別紙1）に示す範囲とする。

長野県松本市安曇 上高地 地内

第3条 履行期間

設計編に記載の通り

第4条 管理技術者

設計編に記載の通り

ただし、測量の実施に当たっては測量法に規定する測量士を配置すること。

第5条 予定管理技術者の手持ち業務量

設計編に記載の通り

第6条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

設計編に記載の通り

第7条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第8条 提出書類

設計編に記載の通り

第9条 打合せ等

設計編に記載の通り

第 10 条 精度管理

精度管理は「環境省中部地方環境事務所公共測量作業規程」により行うものとし精度管理表を点検測量完了後、速やかに調査職員に提出しなければならない。

第 11 条 機械器具の検定

受注者は、測量に使用する機器について、「環境省中部地方環境事務所公共測量作業規程」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

第 12 条 成果品の検定

本業務の成果品のうち下表に該当するものは、「環境省中部地方環境事務所公共測量作業規程」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定記録及び検定証明書を成果品に添付して提出しなければならない。

測量の種類	検定数量	摘 要
該当無し	—	

第 13 条 再請負

設計編に記載の通り

ただし、本業務における測量は主たる部分に該当しないものとする。

第 14 条 低入札業務の品質確保対策

1. 低入札価格契約における点検測量

予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える業務で予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は点検測量を自ら実施又は、立ち会いのうえ実施しなければならない。

2. 低入札価格契約における成果品の検定

予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える業務で予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、以下の測量において、第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定記録及び検定証明書を成果品に添付して提出しなければならない。

測量の種類	検定数量	摘 要
該当無し	—	

第 15 条 成果品の提出

設計編に記載の通り

第 16 条 ウィルス対策

設計編に記載の通り

第 17 条 個人情報の取扱いについて

設計編に記載の通り

第 18 条 旅費交通費について

国土交通省設計業務等標準積算基準書（参考資料）に基づいて直接人件費に対する比率で算出している。

第 19 条 保険加入

設計編に記載の通り

第 2 章 業務内容

第 20 条 業務目的

本業務は、令和 6 年 7 月の豪雨により被災した上高地大正池線道路（歩道）の再整備に係る設計を行うに当たり必要な測量を実施するものである。

第 21 条 計画準備

作業手順前に、作業の方法、使用する機器、要員、日程等の測量に必要な状況を把握し、測量の細分毎に作業計画を作成するものとする。

第 22 条 現地踏査

測量を実施するにあたって、事前に現地を踏査し、距離標、水準点の有無等の測量に必要な状況確認を行い、調査職員に報告するものとする。

第 23 条 作業内容

（１）路線測量（溪間工測量 （0.78 k m 測点間距離 20m）

- ・ 中心線測量
- ・ 縦断測量
- ・ 横断測量

設計の基本は令和 4 年度に実施した測量成果を用いることとする。但し、その後の豪雨により地形に変化が見られる可能性があるため溪間工測量を準用した中心線及び縦横断測量を再度実施する。

なお、業務内において既存歩道の位置そのものの変更を伴う方針となった場合には測量範囲も変更となる可能性があるため調査職員に申し出ること。

第3章 その他

第24条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、公共測量作業規程に基づき編纂することとする。
設計編の成果品と同一ファイルでの提出も可とする。

1. 報告書電子データ（CD-R または DVD-R） 2 部
2. 印刷・製本
 - サイズ : A4 版
 - 綴じ方 : バインダー（2 穴）
 - 部数 : 1 部

第25条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分理解したうえで、各条項を満足するように努めなければならない。

第26条 疑義

本業務を遂行するうえで、疑義及び本特記仕様書に明示なき事項が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第27条 その他

受注者は、業務完了後といえども受注者の過失、疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合、受注者の指示により訂正等の処置を受注者の責任において行うものとする。

施行年度 令和 7 年度

公園名等 中部山岳国立公園

積算参考数量（金抜き内訳書）

業務名 令和 6 年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務

業務場所 長野県松本市安曇上高地（中部山岳国立公園内）

環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

令和 7 年度

業 務 費 内 訳 書

業務箇所 長野県松本市安曇上高地（中部山岳国立公園内）

業務名 令和（令和 6 年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務

設 計	
検 算	
浄 書	

業 務 の 概 要

業 務 価 格 円

消費税及び地方消費税相当額 円

業 務 費 円

- 測量業務 一式
- 実施設計業務 一式

業 務 費 積 算 出 典 調 書

業 務 名 称	令和6年度（補正繰越）上高地大正池線道路（歩道）被災復旧測量設計業務
積算基準、算定基準 及び基準歩掛	設計業務等標準積算基準書（令和7年度版） 設計業務等標準積算基準書（自然公園編）（令和7年4月改訂） 治山林道必携（調査・測量・設計編）（令和6年版）
材 料 費	
労 務 単 価	設計業務委託等技術者単価（令和7年度）
そ の 他	

経費計算条件

項 目 名 称	選 択 内 容	摘 要
安全費の計上（測量）	率計上しない	
電子成果品作成費の計上（測量）	電子成果品作成費を計上する	
旅費交通費の計上（測量）	率計上する（宿泊、滞在を伴わない）	
電子成果品作成費の計上（設計）	概略設計・予備設計又は詳細設計	
旅費交通費の計上（設計）	率計上する（宿泊、滞在を伴わない）	
業務委託料の算出（設計）	建設コンサルタントに委託する場合	
対象金額まるめ方法	1円未満切り捨て	
業務価格の調整方法	万円未満切り捨て（諸経費から減額する）	
消費税率の選択	10%	
消費税増税の経過措置前の対応	対応は不要	

経費計算書

名 称	数 量	単 位	経 費 率	金 額	摘 要
直接測量費 {測量}	1	式			
直接測量費 (積上) {測量}	1	式			
旅費交通費 (率) {測量}	1	式			
電子成果品作成費 {測量}	1	式			
諸経費 {測量}	1	式			
測量作業費 {測量}	1	式			
業務価格 {測量}	1	式			
直接設計費 {設計}	1	式			
直接人件費 {設計}	1	式			
直接経費 {設計}	1	式			
旅費交通費 (率) {設計}	1	式			
電子成果品作成費 {設計}	1	式			
直接原価 {設計}	1	式			
その他原価 {設計}	1	式			
業務原価 {設計}	1				

経費計算書

名 称	数 量	単 位	経 費 率	金 額	摘 要
一般管理費等{設計}		式			
	1				
業務価格{設計}		式			
	1				
業務価格（総計）		式			
	1				
消費税相当額		式			
	1				
業務委託料		式			
	1				

経費関連金額

項 目 名 称	合 計 金 額	摘 要
直接人件費{測量}		
直接人件費{設計}		

測量内訳書

工事名	令和6年度(補正繰越)上高地大正池線道路(歩道)被災復旧測量設計業務					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接測量費		式	1						
中心線測量	0.5~1.5km未満 難易度判定基準により算出 17%(10°)未満 石礫径小さく歩き良い 平均測点距離25~50m未満 ほとんど刈払を要せず 1.5~3.0m未満 両岸平均30°未満 半長靴でも歩ける流量 外業+内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩	km	0.78					単一1号	
縦断測量	0.5~1.5km未満 難易度判定基準により算出 17%(10°)未満 石礫径小さく歩き良い 平均測点距離15~25m未満 ほとんど刈払を要せず 1.5~3.0m未満 両岸平均30°未満 半長靴でも歩ける流量 外業+内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩	km	0.78					単一2号	
横断測量	20 m 30 m未満 難易度判定基準により算出 ほとんど刈払を要せず 両岸平均30°未満 半長靴でも歩ける流量 本堤のみ簡易なもの 30m未満 外業+内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩 時間補正を行わない	km	0.78					単一3号	
直接測量費(積上)計		式	1						
旅費交通費(率)		式	1						
電子成果品作成費		式	1						
諸経費		式	1						
測量作業費		式	1						
業務価格		式	1						

設計内訳書

工事名	令和6年度(補正繰越)上高地大正池線道路(歩道)被災復旧測量設計業務					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
合同現地踏査		回	1					単－4号	
与条件の細部検討		式	1					単－5号	
諸施設の検討及び設定		式	1					単－6号	
実施設計の検討		式	1					単－7号	
実施設計図の作成		式	1					単－8号	
パース作成	透視図2枚	式	1					単－9号	
数量計算		式	1					単－10号	
工事費内訳書の作成		式	1					単－11号	
実施設計説明書の作成		式	1					単－12号	
照査		式	1					単－13号	
設計協議	3回	式	1					単－14号	
照査技術者による報告		回	1					単－15号	

設計内訳書

工事名	令和6年度(補正繰越)上高地大正池線道路(歩道)被災復旧測量設計業務					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
関係機関打合せ協議		回	1					単－16号	
直接人件費		式	1						
直接経費		式	1						
旅費交通費(率)		式	1						
電子成果品作成費		式	1						
直接原価		式	1						
その他原価		式	1						
業務原価		式	1						
一般管理費等		式	1						
業務価格		式	1						

内訳書

[illegible]

単価表

					単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 1 号	中心線測量	0.5~1.5km未満 難易度判定基準により算出 17%(10°)未満 石礫径 小さく歩き良い 平均測点距離25~50m未満 ほとんど刈払を要せず 1.5~3.0m未満 両岸平均30° 未満 半長靴でも歩ける流量 外業+ 内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩時間補正を 行わない	単位	km	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	測量技師(外業)		人	0.96			
	測量技師(内業)		人	0.7			
	測量技師補(外業)		人	1.12			
	測量技師補(内業)		人	0.8			
	測量助手(外業)		人	2.24			
	測量補助員(外業)		人	6.72			
	諸雑費	機械経費	%	1.5			
	材料費		%	5			
	精度管理費		%	10			
		合計					
		1km当り					

単価表

						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 2 号	縦断測量	0.5~1.5km未満 難易度判定基準により算出 17%(10°)未満 石礫径 小さく歩き良い 平均測点距離15~25m未満 ほとんど刈払を要せず 1.5~3.0m未満 両岸平均30° 未満 半長靴でも歩ける流量 外業+ 内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩時間補正を 行わない	単位	km	数量	1	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師(内業)		人	0.4				
	測量技師補(外業)		人	1.04				
	測量技師補(内業)		人	0.6				
	測量助手(外業)		人	2.08				
	測量助手(内業)		人	1.2				
	測量補助員(外業)		人	2.08				
	諸雑費	機械経費	%	1.5				
	材料費		%	5				
	精度管理費		%	10				
		合計						
		1km当り						

単価表

						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 3 号	横断測量	20 m 30 m未満 難易度判定基準により算出 ほとんど刈払を要せず 兩岸平均30°未満 半長靴でも歩ける流量 本堤のみ簡易なもの 30m未満 外業+内業 人件費等+機械器具損料 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	単位	km	数量	1	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	測量技師(外業)		人	0.25				
	測量技師(内業)		人	0.21				
	測量技師補(外業)		人	1.45				
	測量技師補(内業)		人	0.98				
	測量助手(外業)		人	1.45				
	測量助手(内業)		人	0.98				
	測量補助員(外業)		人	4.35				
	諸雑費	機械経費	%	1.5				
	材料費		%	5				
	精度管理費		%	10				
		合計						

單価表

[illegible]

単価表

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数							
単- 4 号	合同現地踏査		単位	回	数量		単価
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要
主任技師(外業)			人	0.5			
技師(B)(外業)			人	0.5			
		合計					
		1回当り					

単価表

与条件の細部検討		単位		式		数量		単価		金額		摘要	
単- 5 号		単位	式	数量	単価	金額	摘要	単価使用年月	歩掛適用年月	労務調整係数			
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要						
	主任技師(内業)		人	0.37									
	技師(A)(内業)		人	0.73									
	技師(B)(内業)		人	0.73									
	合計												
	1式当り												

単価表

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数							
単- 6 号	諸施設の検討及び設定		単位	式	数量		単価
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要
主任技師(内業)			人	0.37			
技師(A)(内業)			人	0.73			
技師(B)(内業)			人	0.73			
		合計					
		1式当り					

単価表

実施設計の検討		単位		式	数量	単価	金額	単価	摘要
単- 7 号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	主任技師(内業)		人	0.74					
	技師(A)(内業)		人	1.11					
	技師(B)(内業)		人	1.48					
	技師(C)(内業)		人	1.48					
	合計								
	1式当り								

単価表

						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 8 号	実施設計図の作成		単位	式	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要	
技師(A)(内業)			人	0.74				
技師(B)(内業)			人	2.22				
技師(C)(内業)			人	4.82				
技術員(内業)			人	8.53				
		合計						
		1式当り						

単価表

単価表						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 9 号	パース作成	透視図2枚	単位	式	数量		単価	
						1		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(B)(内業)			人	2				
技師(C)(内業)			人	1				
		合計						
		1式当り						

単価表

単価表						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 10 号	数量計算		単位	式	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要	
技師(B)(内業)			人	1.11				
技師(C)(内業)			人	1.85				
技術員(内業)			人	3.34				
		合計						
		1式当り						

単価表

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数							
単- 11 号	工事費内訳書の作成		単位	式	数量	1 金額	単価 摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)(内業)			人	1.11			
技師(C)(内業)			人	1.11			
技術員(内業)			人	1.85			
		合計					
		1式当り					

単価表

単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数							
単- 12 号	実施設計説明書の作成		単位	式	数量		単価
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要
主任技師(内業)			人	0.37			
技師(A)(内業)			人	0.74			
技師(B)(内業)			人	1.11			
		合計					
		1式当り					

単価表

[illegible]

単価表

設計協議		3回	単位	式	数量	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	単価	
単- 14 号	名称	規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要	
	主任技師(内業)		人	1				
	技師(A)(内業)		人	1.5				
	技師(B)(内業)		人	0.5				
	合計							
	1式当り							

単価表

[illegible]

単価表

単価表						単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
単- 16 号	関係機関打合せ協議		単位	回	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	1 金額	摘要	
主任技師(内業)			人	0.5				
技師(A)(内業)			人	0.5				
		合計						
		1回当り						